

## 就労継続支援 A 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

令和 5 年 4 月 11 日提出

事業所・施設名	はっぴーらんど	指定年月日	平成28年7月7日
異動区分 (該当の番号に○)	1 新規	2 継続	3 変更
適用年月日	令和 5 年 4 月 1 日		

人員配置区分 (該当の番号に○)	1 I 型 (7.5 : 1)	2 II 型 (10 : 1)
---------------------	-----------------	-----------------

定員区分 (該当の番号に○)	1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 5 20人以下	平均労働時間区分 (該当の番号に○)	1 1日の平均労働時間が7時間以上
			2 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満
			3 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満
			4 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満
			5 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満
			6 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満
			7 1日の平均労働時間が2時間未満
			8 なし(経過措置対象) (区分5と同じ)

(原則：新規及び前年度5月1日以降の指定)

前年度の労働時間・利用者の状況	延べ労働時間数		延べ利用者数 (雇用契約者数)		← 賃金台帳に基づく集計と一致すること。 (時間数は賃金支払いの基礎とした時間数と同じである。1時間未満は小数で表記すること)
	4月	3,689 時間	785	人	
	5月	3,892 時間	870	人	
	6月	3,554 時間	762	人	
	7月	3,736 時間	797	人	
	8月	3,848 時間	811	人	
	9月	3,655 時間	778	人	
	10月	3,634 時間	796	人	
	11月	3,563 時間	755	人	
	12月	3,792 時間	829	人	
	1月	3,923 時間	843	人	
	2月	3,471 時間	723	人	
	3月	3,696 時間	815	人	
	合計	44,453 時間	9,564	人	

太枠内には計算式が入力してあります

算入除外利用者	有 無
1日の平均労働時間数 (延べ労働時間数÷延べ利用者数)	
4.6	時間

1時間未満は切り捨て

注1 延べ労働時間数は、実際に利用者が労働した時間数をそれぞれの月で算出し総計するものである。休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言・指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間は労働時間数に含めない。年次有給休暇を取得した場合(時間単位で取得した場合も含む。)や健康面や生活面の助言・指導といった面談に要した時間等であっても労働時間として賃金を支払っている場合は労働時間に含めるものとする。

注2 延べ利用者数は、雇用契約を締結している者であって実際に賃金を支払った人数をそれぞれの月ごとに算出すること。

注3 利用開始時には予見できない事由により短時間労働(1日の労働時間が4時間未満)となった場合は、90日分を限度として、延べ労働時間数・延べ利用者数から除外することができる。この場合、利用者ごとに、除外した理由を記載した書類を添付すること。

注4 平均労働時間区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。ただし、指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における雇用契約を締結している利用者の1日の平均労働時間数に応じた区分とすることができる。

注5 「異動区分」欄については、平均労働時間区分に変更がないときは「2 継続」に、変更があるときは「3 変更」に○を付すこと。

## 就労継続支援 A 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所・施設名	はっぴーらんど	指定年月日	2016/7/1
異動区分 (該当の番号に○)	1 新規	2 継続	③ 変更
適用年月日	令和 5 年 4 月 1 日		

人員配置区分 (該当の番号に○)	①. I 型 (7.5 : 1)	2. II 型 (10 : 1)
---------------------	------------------	------------------

定員区分 (該当の番号に○)	1 21人以上40人以下	(該当の番号に○) 評価点区分	1 評価スコアが170点以上の場合
	2 41人以上60人以下		2 評価スコアが150点以上170点未満の場合
	3 61人以上80人以下		③ 評価スコアが130点以上150点未満の場合
	4 81人以上		4 評価スコアが105点以上130点未満の場合
	⑤ 20人以下		5 評価スコアが80点以上105点未満の場合
			6 評価スコアが60点以上80点未満の場合
			7 評価スコアが60点未満の場合
			8 なし (経過措置対象)
(新規指定の初年度 (年度途中の指定の場合は初年度及び2年度目))			

評価点の公表	インターネット利用	(公表場所) (URL) 事業所詳細情報 <a href="http://wam.go.jp">はっぴーらんど (wam.go.jp)</a>
	その他	

## 【就労継続支援A型基本報酬算定に当たっての注意事項】

- ① 「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意」(障発0330第5号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に従い、適切にスコアの算出を行うこと。
- ② 新規指定の事業所及び前年度途中で指定された事業所は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。  
この場合、次の③の提出書類は別紙47のみで可とする。
- ③ 基本報酬算定に当たっては以下の書類を提出すること。

- 【別紙47】 就労継続支援 A 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
- 【別紙47-2】 就労継続支援 A 型に係る ( I ) 労働時間区分に関する確認書
- 【別紙47-3】 就労継続支援 A 型に係る ( II ) 生産活動に関する確認書
- 【別紙47-4】 スコア公表様式 (全体表)

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）

事業所名	はっぴーらんど
住 所	名古屋市南区寺崎町14-7 寺崎ビル1F
電話番号	052-823-3191

事業所番号	2318100894
管理者名	坂井延子
対象年度	令和2年度

(I) 労働時間 (別紙47-2を添付)		
①1日の平均労働時間が7時間以上	45 点	
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満		
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満		
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満		○
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満		
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満		
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満		
⑧1日の平均労働時間が2時間未満		

(II) 生産活動 (別紙47-3を添付)	
①前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上	5 点
②前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上	
③前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上	
④前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上ではない	

(III) 多様な働き方 (※)	
◎ ①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度	○
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○
◎ ②利用者を職員として登用する制度	○
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○
◎ ③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律	○
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○
◎ ④フレックスタイム制に係る労働条件	○
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○
◎ ⑤短時間勤務に係る労働条件	○
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○
◎ ⑥時差出勤制度に係る労働条件	○
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○
◎ ⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度	○
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○
◎ ⑧傷病休暇等の取得に関する事項	○
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○
小計(注1)	11

(IV) 支援力向上 (※)	
◎ ①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会	○
参加した職員が1人以上半数未満であった	
参加した職員が半数以上であった	○
◎ ②研修、学会等又は学会誌等において発表	○
1回の場合	
2回以上の場合	○
◎ ③視察・実習の実施又は受け入れ	○
いずれか一方のみの取組を行っている	
いずれの取組も行っている	○
◎ ④販路拡大の商談会等への参加	○
1回の場合	
2回以上の場合	○
◎ ⑤職員の人事評価制度	○
人事評価結果に基づき定期昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している	
◎ ⑥ピアサポーターの配置	○
ピアサポーターを職員として配置している	
◎ ⑦第三者評価	○
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。	
◎ ⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等	○
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている	
小計(注2)	10

(※) 任意の5項目を選択すること (注2) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

(V) 地域連携活動	
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している	○
1事例以上ある場合:10点	10 点

項目	点数								
労働時間	5点	20点	30点	40点	45点	55点	70点	80点	45
生産活動	5点		20点	25点		40点			5
多様な働き方	0点		15点	25点		35点			35
支援力向上	0点		15点	25点		35点			35
地域連携活動	0点				10点				10

合計	130	点	/ 200点
----	-----	---	--------

(※) 任意の5項目を選択すること (注1) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 (就労継続支援A型)

事業所名称: はっぴーらんど

\* この一覧表は対象サービスのみ添付可

新規・変更・終了となる加算の「適用開始日」欄には、その年月日を記入すること。

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	地域区分	その他該当する体制等 ★: 前年度実績に基づいて算定される加算	適用開始日		
各サービス共通					1. 一級地 2. 二級地 ③ 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		2023/4/1		
就労継続支援A型	20人	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 ⑤ 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	① I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	平均労働時間区分 (※8) ① 1日の平均労働時間が7時間以上 ② 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満 ③ 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満 ④ 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満 ⑤ 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満 ⑥ 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満 ⑦ 1日の平均労働時間が2時間未満 ⑧ なし(経過措置対象)	2023/4/1			
訓練等給付費					定員超過 ① なし 2. あり 職員欠如 ① なし 2. あり サービス管理責任者欠如 ① なし 2. あり 福祉専門職員配置等 (別紙7) ① なし ② I 3. II 4. III 複算・脱算等支援体制 (別紙10) ① なし 2. あり 重度者支援体制 (別紙20) ① なし 2. I 3. II 就労移行支援体制 (別紙27) ① なし 2. あり (就労定着者数: 人) 賃金向上達成指導員配置 (別紙30) ① なし ② あり 送迎体制 (別紙3) ① なし 2. I 3. II 食事提供体制 (別紙6) ① なし ② あり R5. 4. 1 社会生活支援 (別紙46) ① なし 2. あり 2023/4/1 就労継続A型利用者負担減免 ① なし 2. 減額 ( %軽減) 3. 免除 2023/4/1 福祉・介護職員処遇改善加算対象 ① なし ② あり 2023/4/1 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 ① なし ② あり 2023/4/1				
					キャリアパス区分 (※3)	① I(キャリアパス要件(要件I~IIIのすべて)及び職場環境等要件のいずれも満たす) ② II(キャリアパス要件(要件Iの方向)及び職場環境等要件のいずれも満たす) ③ III(キャリアパス要件(要件IIのいずれか)及び職場環境等要件のいずれも満たす) ④ IV(キャリアパス要件を満たさない) ⑤ V(職場環境等要件を満たさない) ⑥ V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	2023/4/1		
					主たる事業所サービス種類 (※6)	サービス種類コード (45)	2023/4/1		
					指定管理者制度適用区分	① 非該当 2. 該当	2023/4/1		
					地域生活支援拠点等	① 非該当 2. 該当	2023/4/1		

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算については、サービス種類の利用定員にのじた報酬を算定する。  
この場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、各サービス種類の利用定員を設定する。  
なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。  
※3 「キャリアパス区分」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。  
※4 「主たる事業所サービス種類」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32.施設入所支援」を設定する。  
※5 新設事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「8. なし(経過措置対象)」を設定する。